

# 令和6年第2回農業委員会総会議事録

令和6年2月1日  
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和6年2月1日(木)

午後3時1分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[ 議 案 ]

議案第7号 農地法第3条許可について

議案第8号 農地法第4条許可について

議案第9号 農地法第5条許可に係る事業計画変更について

議案第10号 農地法第5条許可について

議案第11号 農用地利用集積等促進計画(案)について

議案第12号 農用地利用集積計画の決定について

[ 報 告 ]

報告第6号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第7号)

報告第7号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第6号)

報告第8号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第9号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第10号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第11号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

報告第12号 専決処分の報告について(土地改良法第3条第2項)

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 児 玉 静 雄
4 番 久保田 章 生	5 番 鬼 塚 健 太	6 番 原 惠 子
7 番 川 越 定 光	8 番 金 丸 隆 幸	9 番 德 地 豊
10 番 川 越 忠 次	11 番 長 友 紘 子	12 番 川 越 正 彦
13 番 長 倉 恭 浩	14 番 岡 原 明 美	15 番 持 原 義 信
16 番 佐 藤 裕 次 郎	17 番 片 上 英 行	18 番 田 中 安 子
19 番 高 間 秀 一	20 番 川 越 達 也	21 番 中 村 和 寛
22 番 外 薊 香	23 番 蛭 原 安 徳	24 番 松 田 真 郎

5. 欠席委員

な し

6. 事務局出席者

局 長	高 吉 哲 生	主幹兼農地調整係長	加 藤 寿 雄
次 長	西 領 敏 一	農地調整係主査	前 田 真智子
次長補佐兼総務係長	長谷川 恒 徳	農地調整係主任主事	領 家 健 志
総 務 係 主 事	石 三 美 鈴		

7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 川越 正彦 

委員 金丸 隆幸 

委員 片上 英行 

午後 3 時 1 分開会

○議長（川越） これより令和 6 年第 2 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、8 番金丸隆幸委員、17 番片上英行委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明させます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、総会の会期及び議事日程等について、タブレット上で御確認をお願いいたします。

なお、議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでのとおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案について御説明いたします。

タブレット内の「02 令和 6 年第 2 回総会議案」のファイルを押して、内容が表示されましたら、議案書表紙の次の 2 ページを御覧ください。

本日は 6 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 7 号「農地法第 3 条許可について」は 18 件でございます。

議案第 8 号「農地法第 4 条許可について」は 2 件でございます。

議案第 9 号「農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について」は 1 件でございます。

議案第 10 号「農地法第 5 条許可について」は 18 件でございます。

議案第 11 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」は 44 件でございます。

議案第 12 号「農用地利用集積計画の決定について」は 49 件でございます。

以上、審議件数は 132 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農地利用集積等促進計画（案）、農地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、26 万 2,756.76 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、9 万 1,453.00 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 議案第 7 号農地法第 3 条許可について、3 ページから 4 ページの 22 番までを議題とします。

○事務局（前田） 農地法第 3 条許可について御説明いたします。

農地法第3条許可の審議につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。

今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、1名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。3ページの番号18が該当しますが、基盤強化法と3条申請の手続方法や許可の時期等を勘案の上検討したため、3条申請を選択した案件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 申請番号18番について伺います。基盤強化法で取り扱えない理由を教えていただけたらと思います。

○事務局（前田） 申請番号18番の申請につきましては、代理人行政書士が申請されておりまして、その時点で手続方法が基盤強化法と異なることとなります。そのため、3条申請の手続を選択した案件となっております。以上です。

○23番（蛭原委員） 分かりました。

○議長（川越） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページを議題とします。

○事務局（前田） 番号23を御覧ください。

本案件の受人は、国富町で農地を借りて5年ほど農業に従事していますが、その農地について所有者から返却を求められたことから、新たに本市を拠点として営農を継続するため、今回の申請に至ったものです。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、5 ページを議題とします。

○事務局（前田） 番号 28、29 を御覧ください。また、6 ページの番号 30、31 を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

本案件は新規就農法人による申請です。

受人の役員は、以前から「食」の分野に興味があり、趣味として様々に工夫して農作物の栽培に取り組むうちに、経営として農業に参入したいとの思いが高まったとのことです。そして、栽培品目としては、実をそのまま食べられるほか、お菓子など加工にも用途の広いブルーベリーを選定した上で、将来的には観光農園の開設も視野に、本申請に至ったものです。既に、観光農園の運営に実績のある京都府の株式会社アンマズハウスから栽培や経営のノウハウについて指導を受けているところですが、経営開始後も引き続き、養液栽培管理、鳥獣害対策、病虫害管理等の指導を受ける計画としています。

なお、本案件は解除条件付で農地を賃貸借する申請です。

通常、法人が農地を買ったり借りたりする場合、農地所有適格法人として様々な要件を満たさなければいけません。ただし、農地所有適格法人でなくても例外的に農地を借りる許可を出す規定があり、その場合、農地を適正に利用しない場合はすぐに貸借契約を解除して、農地を返却する、などの条件付きでの許可となります。

この解除条件付貸借許可の場合、全耕作要件等に加え、契約解除についての条件が契約書に書かれていることや、地域での役割分担を行うこと、役員などに1名以上農作業等に常時従事する者がいること、などの要件があります。

本案件は3条の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案と

して上程しております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、6ページから7ページの34番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、7ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第8号農地法第4条許可について、8ページを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程していま

す。

なお、案件において、追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第9号農地法第5条許可に係る事業計画変更について、9ページを議題とします。

○事務局（領家） 事業計画変更について説明します。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者に代わって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、案件について説明します。

番号2を御覧ください。

本案件は、宮崎市田野町の農地を露天資材置場等として一時利用する目的で、農地法第5条の転用許可申請を行い、令和5年5月22日に許可を得ています。

今回、工期延長により、一時転用の期間を約2か月延長するための申請となります。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、承認することに決しました。

議案第 10 号農地法第 5 条許可について、10 ページから 11 ページの 22 番までを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第 5 条許可について説明します。

農地法第 5 条許可につきましては、法第 5 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号 19 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字島之内在住の個人、受人は宮崎市大字広原在住の個人です。申請地は、宮崎市大字島之内にあります住吉地域センターから西に約 1 キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲に L 型擁壁を設け土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われれます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

また、同様に「第 1 種農地」で「集落接続」に該当している案件は、番号 20、22、11 ページの番号 23 です。

最後に、番号 21 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市天満 3 丁目在住の個人、受人は宮崎市新城町に本拠を置く土木業等を営む法人です。申請地は、宮崎市大字熊野にありますひなたサンマリスタジアムから北に約 1.6 キロの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許

可を得ずに、申請地を土場として利用し、今回新たに現場事務所等として一時利用したく追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲に緩衝帯を設け土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、同様に「農用地区域」で「一時転用」に該当している案件は、11 ページの番号 24 です。

なお、番号 24 の案件については、始末書付の案件となっております。本案件は、令和 5 年 11 月 20 日から令和 6 年 1 月 14 日まで農地を仮設通路として一時利用する許可を受けておりました。しかし、12 月末に工期が延長となり、許可期間後も申請地を仮設通路として利用することとなったため、追認申請に及んだものです。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

なお、その他の案件においても、追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、15 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、許可相当とすることに決しました。

議案第 11 号農用地利用集積等促進計画（案）について、16 ページから 31 ページの 53 番までの新規分、32 ページから 35 ページの 18 番までの変更分を議題とします。

○事務局（石三） 議案第 11 号農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請するため、今回、議案として上程するものでございます。

促進計画による貸借につきましては、新規分が 16 ページの番号 21 番から 31 ページの番号 53 番までの 33 件、変更分が 32 ページの番号 8 番から 35 ページの番号 18 番の 11 件でございます。

なお、変更分につきましては、農地中間管理機構・耕作者間の契約期間中に耕作者が変更となるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23 番（蛭原委員） 21 ページ、申請番号 32 番についてお伺いします。中間管理事業で渡人と貸付先が同一人物となっていますが、どういうことでしょうか。

○事務局（長谷川） 当該案件については、中間管理事業で、地域でまとまって貸し借りをするという場合に、こういった御自分の農地を中間管理に貸して、また御自分に貸すという流れが、いわゆる「A to A」という手続になります。

○23 番（蛭原委員） 分かりました。

○議長（川越） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

議案第 12 号農用地利用集積計画の決定について、36 ページから 56 ページの 108 番までの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、8 番金丸隆幸委員、16 番佐藤裕次郎委員の退室を求めます。

（8 番金丸隆幸委員、16 番佐藤裕次郎委員退室）

○事務局（石三） 議案第 12 号農用地利用集積計画の申出につきましては、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するため、今回、議案として上程するものでございます。

利用権設定につきましては、36 ページの番号 69 番から 56 ページの番号 108 番までの 40 件でございます。

内訳としましては、使用貸借権の再設定が 1 件、新規設定が 12 件、賃借権の再設定が 10 件、新規設定が 17 件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

8 番金丸隆幸委員、16 番佐藤裕次郎委員の入室を求めます。

（8 番金丸隆幸委員 16 番佐藤裕次郎委員入室）

○議長（川越） 次に、57 ページから 61 ページの 117 番までの所有権移転分を議題とします。

○事務局（石三） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、57 ページの番号 109 番から 61 ページの番号 117 番までの 9 件でございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

タブレット内の「03 令和6年第2回総会報告」のファイルを押して、内容が表示されましたら、報告書表紙の次の2ページを御覧ください。

報告第6号は、農地法第4条第1項第7号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数2件でございます。

報告第7号は、農地法第5条第1項第6号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数19件でございます。

報告第8号は、農地法第4条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数5件でございます。

報告第9号は、農地法第5条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数22件でございます。

報告第10号は、「申請の取下げ・許可書等の返戻について」でございまして、その数2件でございます。

報告第11号は、「農地法第3条の3相続等による権利移動について」でございまして、その数75件でございます。

報告第12号は、土地改良法第3条第2項に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数1件でございます。

なお、報告第6号、第7号、第12号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄等に専決日を記載しております。

第8号、第9号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ

会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（川越） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 報告第10号についてお伺いします。この案件は、以前の総会で承認されて、許可されていたのか、それとも、許可がなされていなくて、今回ここで取下げをすれば、そのことはなかったということになるのか、どちらで考えれば良いでしょうか。

○事務局（領家） この8番と9番、どちらの案件も許可年月日が－（ハイフン）になっているんですけれども、通常総会にかけたときは、許可相当ということで承認を得ています。農地法の許可が、農地法の許可と都市計画法の開発部局との合議で同時日に許可になるんですが、9番に関しては、都市計画法上の許可が困難ということで取下げになっております。8番につきましては、社会福祉法人耕和会の理事長が総会にかけたときには亡くなっていらっしゃったようで、その後、引き継いだ理事長が理事会に諮って、介護老人保健施設を建てないという結論に至ったということで、許可前に申請の取下げがあったものです。以上です。

○23番（蛭原委員） 分かりました。

○議長（川越） ほかにございませぬか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（川越） 御異議なしと認めます。よって、令和6年第2回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時46分閉会